

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 43 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 1 月 2 8 日付けで次の法人の設立の認証を取消しました。

1 取消理由

3 年以上にわたって事業報告書等の提出がないため

2 取消しとなった法人の概要

特定非営利活動 法人の名称	主たる事務所 の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 ゼログラビティー	北海道旭川市 3 条通 1 7 丁目 4 0 9 1 番 地の 9	この法人は、主に旭川市を中心として、特に若者や子育て世代の親やその子供などの若年層及びそれらを支援したいと思う中高年層に対して、音楽、スポーツ、食、ものづくりなどに関するイベントの主催や支援をすることで子供や若者たちが生き生きと積極的に参加できる機会を増やすことにより、若年層の芸術性や文化性の向上を図りながら郷土愛を育んでもらうと共に、それら新しいイベントや特産品、工芸品などの未だに知られていない旭川の深い魅力を全道ならびに全国へと情報発信していくことにより、旭川近郊の人達はもちろん、それ以外の人達にも既存の旭川の概念に囚われない新しい旭川の魅力や可能性を知ってもらうための事業を行い、次世代の担い手たちが旭川に行きたい、住みたいと思ってもらえる様なまちづくりを推進し、地域活性化に寄与することを目的とする。

[参考～特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の関係条項]

第 2 9 条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第 4 3 条（設立の認証の取消し） 第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は 3 年以上にわたって第 2 9 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。